

## 再生可能エネルギー固定価格買取制度運用見直しに関する

### パブコメのポイント

1. 原発の運転履歴を現状にもとづくのではなく過去30年履歴にもとづいて不当に大きく算定している。(前提となる「再生可能エネルギーの接続可能量」の算定に問題)
2. 2015年度から導入が決まっている「広域運用」がまったく考慮されていない。(前提となる「再生可能エネルギーの接続可能量」の算定に問題)
3. 太陽光発電や風力発電に抑制をかける条件の明示がない。
4. 「調達価格」決定は設備認定時とすべき。
5. 送電業者（一般電気事業者）との連系協議は、しばしば長引く。事業計画から設備認定、連系協議を経て「接続契約」にいたるまでには1年以上を要することもあり、それによる「調達価格」の変更は事業採算性を危うくする。
6. 微細な変更での認定取り直し（取り直し）はやり過ぎ。
7. 設備認定時の設計と、実際に設置業者の決定、設備の選定を経る間には、出力等の微細な変更は、ほぼ常に起こると言って良い。そのような微細な変更でも認定取り直しで、その時点からの認定取り直しは、事業計画に大きな影響を与え、場合によっては断念にいたる。
8. 工事負担金の1ヶ月以内支払いを求めるのは市民出資等の財政基盤の弱い事業者に不当に厳しい。
9. 一見は当然のように思うかもしれないが、工事負担金は数千万円、場合によっては数億円になることもある。そもそも、これを設置者側に求めることが不当であるが、さらに1ヶ月以内に支払えと言うのは、ほとんど財政基盤の大きな企業しか履行することはできない。
10. 「遠隔出力制御」は必要だが、系統運用のためのものであり、系統運用側のコスト負担（まさに電気料金参入）で行うべき。
11. 太陽光発電の「調達価格」を一律としていることをあらためること。
12. 再生可能エネルギーを選択して購入できる仕組みとすること。
13. 賦課金によって国が集めた「環境価値」を市場に開放すること。

#### 法改正における原則

1. 再生可能エネルギーの普及を阻害するものでないこと
2. 国民負担を大きくしないこと（原発を優先することはまさに拡大）
3. ルールの公平性を担保すること（大企業に有利なものは不当